

令和4年度第1回 国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会
議事概要

開催日及び場所	令和4年7月20日(水) Web開催	
出席委員	委員長 田辺 新一 (早稲田大学理工学術院創造理工学部建築学科教授) 委員長代理 浦江 真人 (東洋大学理工学部建築学科教授) 委員 岩島 秀樹 (大地法律事務所 弁護士) 丹羽 秀夫 (公認会計士 税理士)	
審議対象期間	令和3年10月1日～令和4年3月31日	
抽出案件	(備考)	
工事	(小計)	3件
一般競争		3件
公募型及び工事		—
希望型指名競争		—
指名競争		—
随意契約		—
コンサルタント業務		2件
合計		5件
委員からの意見・質問、それに対する国土交通省の回答等	意見・質問	回答
	経済産業省総合庁舎別館改修(21)エレベーター設置その他工事 ・資格要件の施工実績に、エレベーター設備を元請として設置した経験を求めているが、元請に限定する必要はないのではないか。	以下の議事について官庁営繕部より報告 ・官庁営繕部工事及び建設コンサルタント業務等の発注状況 ・指名停止等の運用状況 ・入札談合に関する情報等への対応状況 ・再度入札における一位不調状況 ・低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況 ・一者応札の発生状況 ・不調・不落の発生状況 ・高落札率の発生状況 ・再苦情処理に係る案件の有無
	環境省新庁舎改修(21)建築その他工事 ・資格要件として、施工実績に天井改修工事が挙げられているが、なぜか。 ・調査基準価格の決め方を教えていただきたい。 ・本件には耐震改修や躯体改修も含まれているのか。	・元請としての工事管理能力、具体的には、発注者との調整や下請等を管理する能力を求めている、元請の実績を求めているものである。本件は一般的な仕様のエレベーターの設置業務であり、各者は元請の実績があるため、厳しい要件ではないと認識している。 ・本件は大規模リニューアルであり、天井改修は代表的な改修部位であるため、資格要件に天井改修工事の実績を求めた。 ・基本的に、直接工事費に97%、共通仮設費に90%、現場管理費に90%、一般管理費等に55%をそれぞれ乗じた額を合算したものが調査基準価格となる。 ・含まれていない。
	中央合同庁舎第6号館外1件改修(21)電気設備工事 ・一者応札だが、他者は興味関心がなかったのか。原因の調査は行ったか。	・公告資料をダウンロードした者は8者である。そのうち、今回入札した者以外の業者で、参加資格のある3者に対してヒアリングを行ったところ、技術者を確保できないという理由で参加には至らなかったとの説明があった。
	特許庁総合庁舎(21)改修実施図面作成等業務 ・件名が「実施図面作成等業務」とあるが、業務名の用い方、業務の区分方法を教えていただきたい。 ・業務の実施方針について点数を付けて評価しているが、評価点数の算出方法を教えていただきたい。 ・9名の選定委員とはどのような者か。また、9名という人数に決まりはあるのか。 ・資格要件の業務実績に天井改修が挙げられているが、内装改修全般の図面作成業務であるのか。また、構造躯体を含む全てに対し改修を実施するのか。	・「実施図面作成等業務」とは、実施設計に関する標準業務の全ての項目を業務に含むものを指しており、基本設計を含まない場合、この名称を用いている。 ・9名の選定委員が5段階評価で点数を付け、その平均を算出している。 ・選定委員とは、官庁営繕部の職員のうち、建設コンサルタント選定委員会の規約により定められた9名である。人数については業務内容によって違いがあるが、8～10名の間で行うこととなっている。 ・内装改修全般の図面作成業務である。構造躯体を含む全てではないが、大部分について改修を行う。
	警察総合庁舎新築(21)設計業務 ・資格要件に係る業務実績の対象期間について通常15年のところ20年に拡大しているが、効果はあったのか。 ・技術力を評価する上でCPDは必要不可欠なものであるのか。 ・令和4年3月25日に官庁施設の環境保全性基準が改正されているが、新しい基準を適用して設計されるのか。	・対象期間を拡大したことにより、実績を有する者が増えたことを確認している。 ・業界の要望も踏まえ、技術者の評価が実績に偏った評価とならないよう、CPDも評価に加えている。 ・業務の発注時点では、基準は改定していなかったため、新基準に従った仕様書となっていないが、設計の段階で、新基準に沿うように検討し進めていく。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	